



目黒区男女平等・共同参画

オンブーズ(苦情処理機関)

年次報告

令和3年度

目黒区

目黒区男女平等・共同参画オンブーズとは・・・

平成14年に制定された「目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例」に基づき、同年に設置された機関です。「オンブーズ (ombuds)」は、「代理人・代弁者」という意味のスウェーデン語に由来します。

男女平等に関わる人権侵害(性による差別、セクシュアル・ハラスメントなど)や、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項についての苦情などの申出を適切かつ迅速に処理する、独立した機関(苦情処理機関)です。

目黒区男女平等・共同参画オンブーズ

任 期	令和2年5月20日～令和4年5月19日まで
オンブーズ	浅倉 むつ子(早稲田大学名誉教授)
	市川 静代(弁護士)

令和4年4月28日

目黒区長 様

目黒区男女平等・共同参画オンブーズ

浅倉 むつ子

市川 静代



「令和3年度目黒区男女平等・共同参画オンブーズ年次報告」について

目黒区男女平等・共同オンブーズに関する要綱第8条第1項に基づき、標記の件について別紙のとおり報告いたします。

以 上

令和3年度事業運営状況報

1 相談・申出 (注) 件数とその内訳

令和3年度の相談・申出件数はいずれもゼロであった（別表参照）。

2 令和3年度についての感想

相談・申出ともに頂けず、十分に活用されているとは言えない状況にあることは残念である。仮に相談するまでもないと考えたとしても、相談をしたという実績が役に立つ場合も考えられるので、本制度が、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを推進するための身近な機関として、より認知・活用されることを期待したい。

以 上

(注) 目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例 (抜粋)

申出

区民が、条例第22条に定める事項について、相手方への必要な調査等の申出をすること。

第22条

区民がオンブズに申出ができる事項の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 区又は区が出資する法人等で区長が定めるものを行う施策で、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項又は阻害するおそれのある事項
- (2) 男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項を起因とした人権を侵害する事項又は侵害するおそれのある事項
- (3) その他男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項

■相談・申出件数

1 相談日

火～金曜日の9時～17時の間で、相談者の希望を聞き、柔軟に対応している。

2 相談件数 0 件

内容	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
①区施策等														0
②私人間	配偶者等からの暴力(DV)													0
	セクシュアル・ハラスメント													0
	その他													0
①②以外														0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 申出件数及び申出処理状況

(1) 申出件数 0 件

内容	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
①区施策等														0
②私人間	配偶者等からの暴力(DV)													0
	セクシュアル・ハラスメント													0
	その他													0
①②以外														0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 申出処理状況 0 件

内容	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
審議会への要求														0
是正勧告														0
是正要請														0
意見の表明														0
調査を行わない旨の通知														0
その他														0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4 その他

事務局対応の問い合わせ等 0 件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事務局対応問い合わせ													0

今年4月4日の日経新聞に、『月曜日のたわわ』という漫画単行本を宣伝する全面広告が載りました。顔は幼くあどけないのに豊満な胸をもつミニスカートの女子高校生が、上目遣いで読者に語りかけるイラストです。漫画の主人公にはよくあるタイプですが、国連女性機関（UN Women）の本部は「容認できない」と日経新聞に抗議しました。なぜでしょうか。日経新聞は、企業や広告のジェンダー平等のため、UN Women が主導する世界的な「アンステレオタイプ（un-stereotype）アライアンス」に加盟する企業だからです。有害なステレオタイプを撤廃する活動の旗振りをしながら、未成年の女性を過度に性的に描く広告をのせるのは、「女子高生はこういうタイプが好ましいよ」というメッセージで「ダメでしょ」と、UN Women は問題にしたのです。じつは1年ほど前、地方警察署の交通安全キャンペーンが「少女を性的対象として扱っているのでは」と抗議した女性議員に、非難のメールが殺到する事件がありました。国内だけを見ていると、「アンステレオタイプ」活動は「表現の自由」を侵害するものだ、という声のほうが大きくなりがちです。今回のUN Women の対応は、このような問題へのアプローチをしっかりと教えてくれた気がします。

浅倉 むつ子

一年をふり返って

目黒区の令和3年度「男女平等・共同参画に関する区民意識調査報告」によれば、令和元年度に比べ、性別役割分担意識に「反対」・「どちらかと言えば反対」は約7ポイント増え76.1%に、「育児分担は男女同程度が望ましい」も約10ポイント増え61.9%になり、「主に妻が育児をする」や「主に妻が家事をする（共働き）」も各5ポイント減る（31.5%・25.8%）など、男女共同参画の意識が広まっています。もっとも、男女の意識差も大きく、家事や育児を「（実際に）主に妻が行っている」の割合は、女性の方が男性よりかなり高く（家事で16.1pt高、育児で21.8pt高）、また、「（実際に）主に妻が分担している（夫が一部分担する場合も含む）」割合も、家事で75%、育児で77.8%と高水準です。このような偏りを是正するには、家事等と仕事が両立できる勤務制度や、家族間でのコミュニケーション等が必要と考えられています。22年には改正育児・介護休業法が段階的に施行され、事業主による育児休業制度の周知や取得の意向確認、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備、「産後パパ育休」や育児休業の分割取得等が始まります。令和2年で13%だった男性の育休取得率を令和7年に30%に向上させるのが政府目標であり、大企業には取得率の公表が義務付けられるなど、企業自らの積極的な対応が求められています。

市川 静代

■目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例（抜粋）

第4章 目黒区男女平等・共同参画オンブーズ

（設置）

第21条 区長は、区民からの男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項についての申出又は当該阻害する事項を起因とした人権の侵害等についての救済の申出等を、適切かつ迅速に処理するため、目黒区男女平等・共同参画オンブーズ（以下「オンブーズ」という。）を置く。

（申出の範囲）

第22条 区民がオンブーズに申出ができる事項の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 区又は区が出資する法人等で区長が定めるものが行う施策で、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項又は阻害するおそれのある事項
- (2) 男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項を起因とした人権を侵害する事項又は侵害するおそれのある事項
- (3) その他男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、申出をすることができない。

- (1) 裁判所において係争中であるか、又は判決等のあった事項
- (2) 法令の規定により、不服申立て中であるか、又は裁決等のあった事項
- (3) 区議会等に請願、陳情等を行っている事項
- (4) オンブーズの行為に関する事項

（所掌事項）

第23条 オンブーズは、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 前条第1項の規定による申出に係る審査
- (2) 前条第1項第1号の規定による申出に基づく関係機関等に対する資料の提出、説明等の要求及び必要な是正の勧告、意見の表明等
- (3) 前条第1項第2号又は第3号の規定による申出に基づく関係者等に対する事情の聴取、資料の提出等の要請並びに必要な助言、指導、是正の要請及び意見の表明
- (4) 前条第1項の規定による申出のうち、区の男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に重大な影響を及ぼす等の事項に係る審議会への調査及び審議の要求

（職務の遂行）

第24条 オンブーズは、独立してその職務を行う。

- 2 オンブーズは、前条に規定する是正の勧告又は要請、意見の表明及び前条第4号の規定による要求を行うときは、合議によりその決定を行う。
- 3 前項の場合において、議事に直接の利害関係を有するオンブーズは、その議事に加わることができない。
- 4 オンブーズは、前条第4号の規定による要求を行う際には、申出者の同意を得るものとし、必要な意見を付けることができる。

■相談・申出のながれ

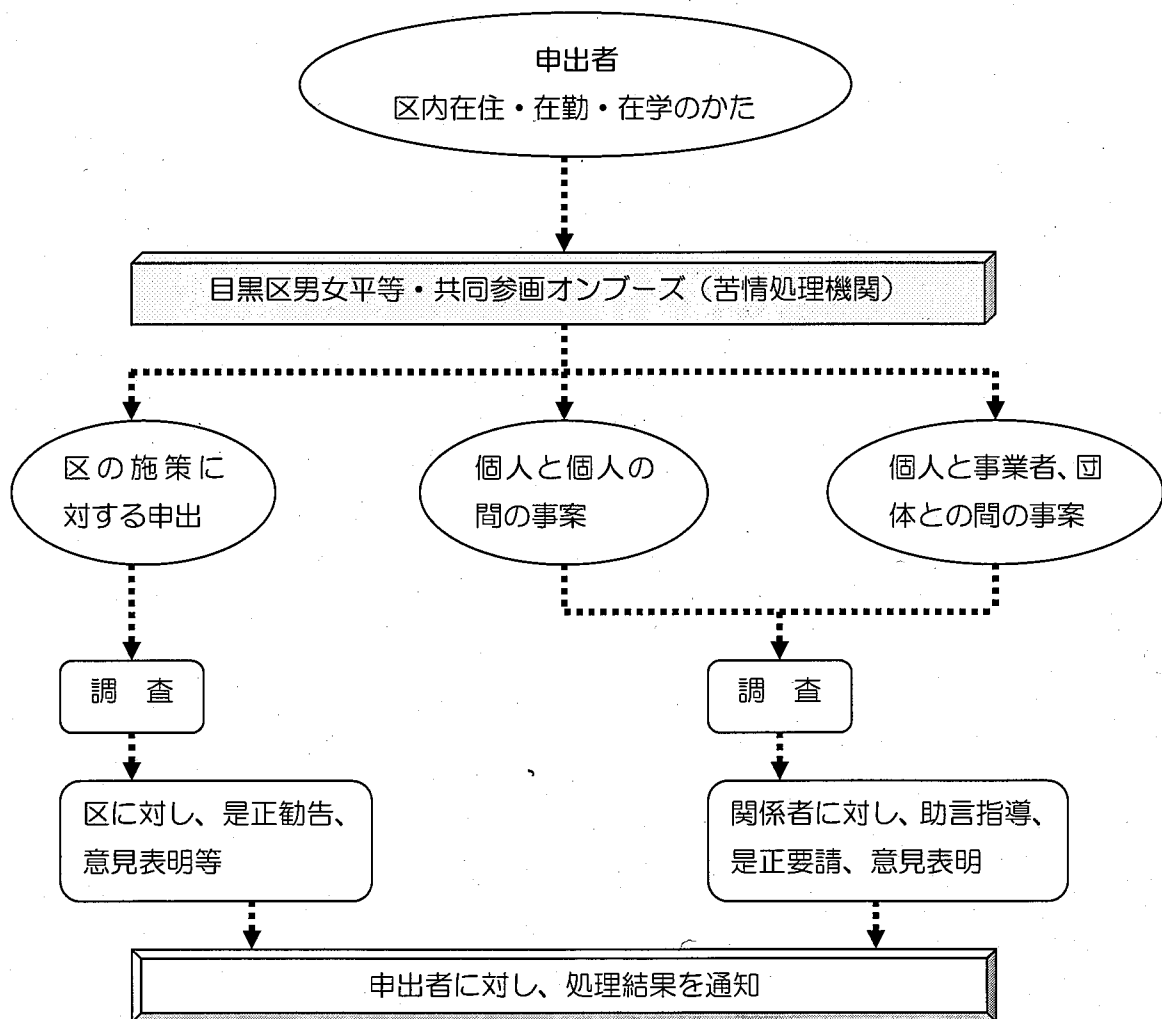
相談、申出は無料です。プライバシーは厳守します。

【相談日】 ご希望に応じ、柔軟に対応いたします。

【場所】 男女平等・共同参画オンブズ室（目黒区総合庁舎本館1階）

【予約・問合せ】 目黒区男女平等・共同参画オンブズ事務局
（目黒区男女平等・共同参画センター内）

電話：5722-9601 FAX：5721-8574



※ 申出の内容により、必要に応じて、目黒区男女平等・共同参画審議会に対して調査及び審査を要求することができます。

※ プライバシーは厳守します。

一人で悩まず、ご相談ください。

申出者は太線内の※の部分をご記入ください。

男女平等・共同参画オンブーズ申出書

年 月 日

男女平等・共同参画オンブーズ あて

※申出者 住所 _____
氏名 _____
電話番号 _____
区内の連絡先 _____

目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例第22条の規定に基づき、次の事項について、相手方への必要な調査等及び処理を求めるため、申出者本人への必要な調査に同意し、申出します。

この申出に必要な調査等を行う際に、目黒区男女平等・共同参画オンブーズが私の氏名を申出の相手方に告知することについて ※（同意します・同意しません）。

※申出事項（いつ、どこで、だれが、どのようなこと）を記入してください。

※この申出事項について他の相談窓口等のご利用状況を記入してください。

- ①利用していない
- ②利用したことがある（ 年 月ごろ 制度・機関名 ）
- ③現在、利用している（制度・機関名 ）

オンブーズ確認欄（この欄には何も記入しないでください。）

- 1 区民確認方法 【 _____ 】
- 2 申出除外事項の該当確認 【 _____ 】

- (1) 裁判所において係争中であるか、又は判決等のあった事項
- (2) 法令の規定により、不服申立て中であるか、又は裁決等のあった事項
- (3) 区議会等に請願、陳情等を行っている事項
- (4) オンブーズの行為に関する事項

受付番号	收受年月日	調査開始・しない決定日	通知年月日	担当オンブーズ

目黒区男女平等・共同参画オンブーズ（苦情処理機関）年次報告
令和3年度

令和4年5月発行

発行 目黒区

編集 目黒区総務部人権政策課男女平等センター係
（目黒区男女平等・共同参画センター内）

目黒区中目黒二丁目10番13号

電話：03-5721-8570

FAX：03-5721-8574